

7 第 3 号陳情 建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書提出を求める陳情

受 理 年 月 日 令和 7 年 8 月 2 6 日

陳 情 者 武蔵村山市中央 3－7－1
東京土建一般労働組合村山大和支部
執行委員長 亀澤 明子

付託する委員会 建設環境委員会

陳情趣旨

建設アスベスト被害者の全面的な早期救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を国の責任で行うことが必要であり、貴議会に国への意見書提出を求めます。

陳情理由

建設業におけるアスベスト被害の甚大さ、深刻さを受け、2008年5月に建設アスベスト訴訟が始まりました。2021年5月の最高裁決定により、国の賠償責任が確定し、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立、現在までに全国被害者約8,000人に対して裁判によらない給付金（＝国からの賠償金）が支払われています。しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定した企業をはじめとしたアスベスト建材製造企業の拠出を定めておらず、給付金の額をはじめとして被害者の全面的な救済となっていないません。2024年12月、2025年1月、建設アスベスト訴訟における原告と被告企業の和解案が東京高等裁判所から提示されました。裁判所は長きにわたる訴訟の早期解決を促しています。示された和解案では、被告企業への賠償金支払いが国の賠償額と同等に命じられており、司法の場でも企業責任が明確なものとなっています。

同法の附則第2条には、「国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされています。アスベスト含有建材製造企業が、国と一体となってアスベスト被害の救済に参加するための給付金法の改正が急がれます。

また同法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、屋外で主に働いた建設アスベスト

被害者や国の賠償責任期間外に就労した被害者等が給付対象になっておらず、その点においても不十分な制度となっています。よって全被害者救済のために、上記陳情趣旨の内容を求めます。